

平成23年1月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2の原処分を取り消し、障害認定日をその受給権発生日とする障害基礎年金の支給を求めるといことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、中度精神遅滞(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した(以下、これを「本件裁定請求」という。)

なお、本件裁定請求に当たって提出された診断書は、障害の状態を平成〇年〇月〇日現症とするもの(a病院b科・c科・d科・A医師作成の平成〇年〇月〇日付の診断書。以下「平成〇年現症診断書」という。)のみであった。

2 厚生労働大臣は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で、「請求のあった傷病「中度精神遅滞」について、障害認定日である平成〇年〇月〇日時点の障害の状態を提出があった診断書(平成〇年〇月〇日現症)(注:上記の平成〇年現症診断書と認められる。)では、国民年金法施行令別表(障害等級1級、2級の障害の程度を定めた表)に定める程度に該当しているか確認できないため。」との理由により、本件裁定請求を却下する旨の処分をした(以下、これを「原処分」という。)

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その理由は、本裁決書添付別紙1(再

審査請求書の「再審査請求の趣旨及び理由)及び2(「20歳に到達した日の障害の状態)について特に強調し補強したい主張」と題する書面。平成〇年〇月〇日、当審査会に提出されたもの。)のとおりである。

4 なお、請求人は、本件裁定請求の前に、平成〇年〇月〇日、当該傷病により障害の状態にあることを理由に、事後重症による請求として障害基礎年金の裁定請求を行い、厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、この裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める障害等級2級の程度に該当するとして、受給権を取得した年月を平成〇年〇月とする2級の障害基礎年金を支給する旨の処分をしている(以下、この処分を「事後重症請求容認処分」という。)

第3 当審査会の判断

1 国民年金法第30条の4第1項は、「疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において20歳未満であった者が、障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日において、障害認定日が20歳に達した日以後であるときはその障害認定日において、障害等級(注:国年令別表に定められている1級及び2級)に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に障害基礎年金を支給する。」と規定しているところ、本件裁定請求において、請求人は、当該傷病の初診日において20歳未満で、障害認定日以後に20歳に達した者であるとしていることは明らかであり、この請求については、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるか否かを判断する基準時を請求人の20歳到達日である平成〇年〇月〇日(以下、便宜、同日を「本件障害認定日」という。)とすることについては、当事者間に争いが無いと認められるので、本件裁定請求によって請求人に障害基礎年金の支給が認められるか否かは、請求人の本件障害認定日における当該傷病によ

る障害の状態（以下、これを「本件障害の状態」という。）が国年令別表に定める程度に該当すると認められることができるかどうかにかかっていることになる。

- 2 原処分は、第2の2に記載のように、平成〇年現症診断書では本件障害の状態が国年令別表に定める程度に該当すると認められることができるかどうかを確認することができない旨の理由で、本件裁定請求を却下したものであり、本件裁定請求に当たって提出された診断書が同診断書のみであったことは第2の1に記載したとおりであるところ、請求人は、別紙1・2のとおり主張するのであり、それは、同診断書に示されている障害の状態（以下、請求人の主張に倣い、これを「C状態」という。）と本件障害の状態（以下、同様に、これを「B状態」という。）とは同じ程度の状態であるとし、これを補強するものであるとして、新たに、「特別児童扶養手当認定診断書（精神薄弱・精神疾患用）」（〇〇児童相談所・B医師の平成〇年〇月〇日付作成のもの）（以下「平成〇年現症診断書」といい、それに示されている障害の状態を、上記と同様に「A状態」という。）を提出した上、①「A状態とC状態が同じと判断された場合に、その途中にあるB状態はC状態と同じと推定されるというのが当方の主張であります。」、② また、C状態に係る平成〇年現症診断書において、「〇年〇月〇日（障害認定日）に症状固定が確認され、なおかつ「症状の良くなる見込みなし」と医師の診断書によって証明されています（診断書の⑥の欄）」とし、このことからB状態とC状態は同じ状態であったと考えるのは妥当であり、合理的である、とするものである。

そして、本件手続の全趣旨によれば、平成〇年現症診断書は事後重症請求容認処分に係るもので、厚生労働大臣は、そこに示されている障害の状態が2級の程度に該当すると認められるとして事後重症請求容認処分をしたものと認められるので、本件で、まず検討されるべき具体

的問題は、上記の事情を前提に考えた場合に、請求人の主張を採用することができるかどうか、ということになる。

これを検討すると、次のとおりであり、請求人の主張は、にわかこれを採用することはできないというべきである。

- (1) 障害基礎年金の裁定において、裁定請求に係る障害の状態がいかなるもので、それが国年令別表に定める障害の程度に該当するかどうかは、受給権の発生・給付の内容にかかわる重要なことであるから、その認定は客観的かつ公正・公平に行われなければならないことはいままでもないところである。国民年金法施行規則が、障害基礎年金の裁定請求書には、「障害の状態」に関する医師又は歯科医師の診断書を添えなければならないと規定し（国民年金法施行規則第31条第2項第4号）、上記の認定は医師又は歯科医師の診断書によって行われる旨を定めているのも、この趣旨によるものと解される。

そして、障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされ、当審査会においても、給付の公平を期するための尺度として、障害の程度の認定等についてはそれに依拠するのが相当であると考えてきている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているところ、その「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「3 認定の方法」には、「障害の程度の認定は、診断書及びX線フィルム等添付資料により行う。ただし、提出された診断書等のみでは認定が困難な場合・・・には、再診断を求め又は療養の経過、日常生活状況等の調査、検診、その他所要の調査等を実施するなどして、具体的かつ客観的な情報を収集した上で、認定を行う。また、原則として、本人の申

立等及び記憶に基づく受診証明のみでは判断せず、必ず、その裏付けの資料を収集する。」とされている。

以上によれば、障害の状態がいかなるもので、それが国年令別表に定める程度に該当するか否かは、その障害の状態について直接診断を行った医師（歯科医師を含む。以下、同じ。）ないし医療機関が診断当時で作成した診断書、若しくは、医師ないし医療機関が、診断が行われたときに作成された診療録等のいわゆる医証の記載に基づいて作成した診断書、又は、これに準ずるものと認めることができるような証明力の高い資料（以上のような趣旨に合致した診断書等の資料を、以下、便宜、「障害状態認定適格資料」という。）によって行われなければならないと解するのが相当である。したがって、本件におけるように、障害の状態について、認定対象時期を現症とする診断書が提出されていない場合（なお、本件障害の状態については、この診断書だけでなく、障害状態認定適格資料も提出されていないことは明らかである。）には、障害の状態がいかなる程度かを認定することができないとするのも、やむを得ないことといわなければならない。それと異なる時期を現症とする診断書やその他の資料によって認定対象時期における障害の状態を推定して認定することは、それを是認し得る場合もあり得ないではないにしても、例外的扱いとして慎重に対応することが要請されているというべきである。

- (2) 以上の観点に立って本件をみると、請求人は、まず、「A状態とC状態が同じと判断された場合に、その途中にあるB状態はC状態と同じと推定される」とするのであり、A状態の時期は平成〇年〇月〇日、B状態の時期は平成〇年〇月〇日、C状態の時期は平成〇年〇月〇日であると認められるので、A状態の時期とC状態の時期との間には〇年余の、A状態の時期とB状

態の時期との間でも〇年余の時間の経過が存していることになるが、後記(3)イで示すように、認定基準は、当該傷病に係る「知的障害（精神遅滞）」について、「知的障害（精神遅滞）の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。日常生活能力等の判断に当たっては、身体的機能及び精神的機能、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するように努める。」としているところ、医学の一般的知見によれば、知的障害者の知的能力は、知能指数のみからみると年月が経過してもさほどの変化が見られるものではないが、日常生活能力等の程度は、社会生活への適応能力によって変動するものであり、毎日の生活活動を繰り返し、積み重ねることによって学習ができる場合がある反面、生活の質の向上に適応できず、あるいは、置かれている社会環境の変化に適応できずに、従来は実施することができた日常生活活動ができなくなる場合も生じることがあるとされている。つまり、知的能力自体には明らかな変動がなくても、知的障害者が置かれた家庭や生活環境、あるいは社会環境等によってその能力が変動する可能性が生じ得るものであり、幼少期から既に知的障害が固定されているものと考えられている当該傷病においても、その障害認定においては、年月の経過に従って、あるいは、置かれている生活や社会環境への適応能力の変動によって、障害の状態の程度が変わり得るものといわなければならない。

これらの点を総合勘案するならば、仮に、請求人のいうように、A状態に係る平成〇年現症診断書及びC状態に係る平成〇年現症診断書の示している障害の状態が同じであるとしても、それによって直ちにB状態も同じである

と推定することには躊躇を覚えざるを得ず、A状態及びC状態により、あるいはA状態又はC状態によりB状態を推定して認定し、それが国年令別表に定める程度に該当するか否かを判断するのは相当とはいえないというべきである。

- (3) また、請求人の主張は、A状態に係る平成〇年現症診断書に示されている障害の状態が国年令別表に定める程度に該当するものであることを前提としているものと解されるので、この点に触れておくと次のとおりであり、上記の診断書に示されている障害の状態は、そもそも国年令別表に定める程度には該当していないものと認めるのが相当である。

ア まず、平成〇年現症診断書によれば、その主な記載内容は、次のとおりであることが認められる。

障害の原因となった傷病名：精神遅滞

傷病発生年月：昭和〇年〇月

はじめて医師の診断を受けた日：昭和〇年頃

既往歴及び現病歴

胎生期：記載なし

分娩時：在胎期間（正常）、その他（涙のうた）

出生時期：出生時体重（〇. 〇kg）、出生時身長（〇cm）、その他（吸啜微弱）

乳幼児期：けいれん（発熱時の他にも）、その他（〇才時 先天性股関節脱臼）

現病歴：〇才時 言葉出ない、夜泣きがひどい

現在まで受けた特殊療法等：教育状況（就学 高〇年 〇〇）

現在の状態像

知能障害：判定（中度）（注：この「中度」という判定は、「最重度、重度、中度、軽度、境界線、正常」という選択肢から選択されているものである。）、知能指数又は発達指数

（IQ〇）、テスト方式（S-B式）
意識障害：けいれん発作 S〇まで

精神症状：周期性不機嫌

問題行動及び習癖：興奮、暴行、多動、弄火、器物破かい、徘徊・浮浪、盗み、排泄の問題（便こね）、食事の問題（偏食）、性器いじり、嘘言、その他（ゆびしゃぶり）

身体症状：脳波所見（〇才時 異常なし）

現在まで受けた検査：脳波、心理テスト

性格特徴：記載なし

精神科特殊看護及び指導

要留意度：随時一応の注意を必要とする（注：これは、「常に厳重な注意を必要とする、随時一応の注意を必要とする、ほとんど必要がない」から選択されているものである。）

日常生活の介助度：衣服（ボタン不能）、食事（自立）、排泄（自立）、入浴（半介助）、睡眠（問題なし）、危険物（特定物・場所はわかる）

日常生活の介助指導の必要度：比較的簡単な介助と生活指導を必要とする

医学的総合判定：IQは〇ながら時に衝動行為が出現し、危険行為におよぶことがある。頻度も少々減少傾向にある。てんかん性の周期性不機嫌である可能性もあるが、現在の衝動行為は学校ではみられず。

備考：家庭内に限局してきているとのことで、周囲との関連かもしれない。

イ 上記診断書に示されている障害は精神遅滞による障害であり、精神の障害と認められるところ、同障害で、障害等級2級の障害基礎年金が支給される程度としては、国年令別表に「精神の障害であつて、前各号と同

程度（注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度）以上と認められる程度のもの」（16号）が掲げられている。

そして、(1)で述べたように、障害の程度の認定等についてはそれに依拠するのが相当であるとする認定基準の第3の第1章第8節／精神の障害によると、精神遅滞による障害がその範ちゅうに含まれると解される「知的障害（精神遅滞）」で2級に相当するものの例示として、「知的障害があり、日常生活における身の処置にも援助が必要なもの」が掲げられ、知的障害（精神遅滞）の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断するとされ、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努め、現に仕事に従事している者については、その療養状況を考慮し、その仕事の種類、内容、従事している期間、就労状況及びそれらによる影響も参考とする、とされている。

ウ 上記アで認定した事実によれば、平成〇年〇月〇日当時ににおける請求人の精神遅滞による障害の状態（これが「C状態」である）は、知的障害の程度は中度（IQ〇）で、問題行動及び習癖として、興奮、多動、弄火、器物破かい、徘徊・浮浪、盗みなどの衝動行動が時に出現し、危険行為に及ぶことがあるが、頻度も少々減少傾向にあるとされ、精神科特殊看護及び指導における要注意度は、「随時一応の注意を必要とする」程度であり、日常生活の介助度は、衣服の着脱、入浴及び危険物について介助の必要が指摘されているもの

の、食事、排泄及び睡眠についてはいずれも自立ないしは問題のない状況で、日常生活の介助指導の必要度は、「比較的簡単な介助と生活指導を必要とする」程度であることが認められ、このような状態がC状態の具体的な内容であり、これをイに示した認定基準の定めるところに照らして考えると、それは、知的障害（精神遅滞）で2級に相当すると認められるものとして例示されている「知的障害があり、日常生活における身の処置にも援助が必要なもの」に当たるとまでみることはできず、国年令別表の定める「精神の障害であつて、前各号と同程度（注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度）以上と認められる程度のもの」には該当しないと認められるのが相当である。

エ なお、事後重症請求容認処分が、主として平成〇年現症診断書に基づき、請求人の当該傷病による障害の状態が2級の程度に該当するものとして解されることは第3の2に記載したとおりであるところ、同診断書に障害の状態として示されている日常生活状況等をみると、それは日常生活能力の判定は、通院と服薬は不要であるものの、適切な食事摂取、身の清潔保持、並びに身の安全保持及び危機対応の3項目は、いずれも、「適切にできる」から「できない」までの4段階のうちの3番目である「自発的にはできないが援助があればできる」、金銭管理と買物並びに他人との意志伝達及び対人関係の2項目は、いずれも「できない」で、日常生活能力の程度は、5段階のうちで4番目に重い「精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。」とされ、現症時の日常生活活動能力及び労働能力については、「某

陶器会社に勤務中であるが、周囲の見守り、援助のもと、単純な軽作業が、かろうじてやっとこなせている状況であり、日常生活活動能力、及び、稼働能力は、著しく低い。」とされているのであり、このような状態とイ記載の事実に基づいてウで認定した状態とを対比すると、上記診断書に示されている状態の方が重いことは明らかというべきであるから、上記診断書に示されている状態をもって、認定基準が2級の例示として掲げている場合に当たるといえるとしても、それはウの認定・判断を動かすものとはいえない。

- (4) 次に、請求人は、「平成〇年現症診断書において、「〇年〇月〇日（障害認定日）に症状固定が確認され、なおかつ「症状の良くなる見込みなし」と医師の診断書によって証明されています（診断書の⑥の欄）」とし、このことからB状態とC状態は同じ状態であったと考えるのは妥当であり、合理的である」旨主張するところ、同診断書によれば、それには、請求人主張のように、「傷病が治った（症状が固定した状態を含む。）かどうか」の欄に、「固定した・・・平成〇年〇月〇日 確認 症状のよくなる見込・・・無」と記載されていることが認められるけれども、一方、同診断書によれば、請求人が上記の記載をしたA医師に係るa病院を初めて受診したのは平成〇年〇月〇日であると認められるから、上記の記載は、少なくとも、同医師ないし同病院の医師が平成〇年〇月〇日当時に請求人を直接診察したことに基づく診断の結果でないことは明らかであるし、また、「固定した」という具体的な意味内容は示されていないが、仮に、請求人の知能障害の程度が固定したとする趣旨であるとすれば、知能障害の程度自体が変わらない状態であるからといって、直ちに、それによる障害の状態の程度としても同じに評価し得る

ことになるまでいえないことは明らかというべきであるから、上記の記載をもって、B状態とC状態は同じ状態であったことを推定させるに足る証左とみるのは相当とはいえないというべきであるとともに、同記載のあることをしんしゃくしても、前記の認定・判断を動かすことはできない。

- (5) なお、請求人は、再審査請求において、請求人に係る〇〇発行の療育手帳を提出しており、同手帳によれば、請求人は、判定機関・〇〇児童相談所により、障害の程度（総合判定）について、平成〇年〇月〇日においては「B1」、平成〇年〇月〇日においては「B2」、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までにおいては「B1」との判定がされていることが認められ、本件手続の全趣意によれば、「B1」は「中度の知的障害」を、「B2」は「軽度の知的障害」を、それぞれ示していることが明らかであるが、この事実も、直ちに(2)及び(3)の認定・判断を動かすものとはいえない。
- 3 以上のとおりであるから、本件においては、本件障害の状態について、それが国年令別表に定める程度に該当するかどうかを認定することのできる資料がないといわざるを得ず、本件裁定請求を却下した原処分は相当というほかはない。
- 4 よって、本件再審査請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁決する。